

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に対する加算

地域生活支援拠点等事業所が算定可能な加算			
機能	対象サービス	加算	算定要件
相談	計画相談支援、障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回	連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定。 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度
緊急時の受入れ	短期入所	100 単位/日 (緊急時の受け入れに限らず加算)	指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。 ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
		200 単位/日 (緊急時の受け入れに限らず加算)	医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者又は強度行動障がいを有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。 ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	100 単位/日	障がいの特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。
緊急時の対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	50 単位/回	緊急時対応加算（利用者等の要請を受けてから24時間以内にサービスを提供）を算定した場合に上乗せ。（月2回を限度）
	自立生活援助、地域定着支援	50 単位/日	緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に上乗せ

機能	対象サービス	加算	算定要件
体験の 機会・ 場	生活介護、自立訓練 (機能訓練)、自立訓 練(生活訓練)、就労 移行支援、就労継続 支援A型、就労継続 支援B型	50単位/日	体験利用支援加算を算定した場合に上 乗せ 障がい福祉サービス事業の体験利用を 行った場合に、15日以内に限り算定
	施設入所支援	体験宿泊支援加算 120単位/日	施設利用者の宿泊体験を支援した場合
	地域移行支援	50単位/日	体験利用加算を算定した場合に上乗せ 障がい福祉サービス事業の体験的な利用 支援を行った場合に、15日以内に限り算 定
	地域移行支援	50単位/日	体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定し た場合に上乗せ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を 行った場合に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び (Ⅱ)を合計して15日以内に限り算定
地域の 体制づ くり	計画相談支援、障害児 相談支援	地域体制強化共同支 援加算 2,000単位/月(月 1回を限度)	支援困難事例等についての課題検討を通 じ、情報共有等を行い、他の福祉サービ ス等の事業者と共同で対応し、協議会に 報告した場合に算定。

※ 地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に  
拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市  
町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。